



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：舘崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

9

2020

いつもお世話になっております。

暦では夏の終わりと申しながらまだまだ暑い日が続きますね。

夏の疲れが出てくる頃です。

体調管理には充分気をつけてお過ごしください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

厚生労働省より

雇用調整助成金の特例措置等の延長についての案内

厚生労働省から、「雇用調整助成金の特例措置等を延長します」という案内がありました（令和2年8月28日公表）。

これによると、令和2年9月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、さらには新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、その期限を、令和2年12月末まで延長するという事です。詳細は、追って公表される模様です。

なお、同日、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」および「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」についても、対象期間等の延長の案内がされています。

詳しくは、こちらをご覧ください。

<雇用調整助成金の特例措置等を延長します>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/enchou201231.html>

<新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長について>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13261.html

<「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直しについて>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13226.html

コラム

今年の年末調整は大きく変わります！

平成30年度及び令和2年度税制改正に伴い、今年の年末調整にあたっては、(1)基礎控除額の引き上げ(2)給与所得控除額の見直し(3)「ひとり親控除」の新設及び寡婦(寡夫)控除の見直し(4)年末調整書類書式の大幅改訂、の4点に留意する必要があります。改正ポイントが多いため、年末調整の時期はまだ先ですが、お知らせ致します。

(1) 基礎控除額の引き上げ

基礎控除額はこれまで収入・所得金額に関係なく一律38万円でしたが、平成30年度税制改正に伴い、令和2年からは一律48万円に引き上げられます。(住民税については現行33万円→43万円)